

事業を移転しない適格組織再編成等が行われた場合の控除未済欠損金額の特例に関する明細書			事業年度	・	・	法人名			
適格組織再編成等の別			適格分割・適格現物出資・適格現物分配	適格組織再編成等の日	・	・			
調整後の当該法人分の控除未済欠損金額の特例計算									
当該法人の 事業年度 の区分			特例計算による調整後の当該法人分の控除未済欠損金額の計算						
当該法人の控除 未済欠損金額			移転時価資産価額が移転簿価資産価額を超える場合		特例計算による調整後 の当該法人分の 控除未済欠損金額				
当該法人の前期の 別表七(一)「5」			移転時価資産価額が移転簿価資産価額以下である場合		移転時価資産超過額が支配関係前欠損金額の合計額以下である場合				
(1)			(1)		移転時価資産超過額が支配関係前欠損金額の合計額を超える場合				
1			3		(2)、(3)又は(4)				
円			円		円				